

## 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る 臨時代理の報告及び承認について

### (提案理由)

令和2年4月臨時県議会へ提案した教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められ、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要がある。

### 参考：関係法令条項

#### ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

##### 第29条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### ●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年4月1日施行）

##### 第2条（教育長へ委任しない事務）

教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。  
(6) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること

##### 第3条（臨時代理）

- 1 教育長は、前条第1項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。



教政第68号  
令和2年4月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県教育委員会  
教育長 古閑 陽一

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）  
令和2年4月14日付け財第11号で意見照会のありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。



財第11号

令和2年(2020年)4月14日

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和2年4月熊本県議会臨時会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

第 4 号 専決処分の報告及び承認について

第 5 号 専決処分の報告及び承認について

第 4 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年4月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第41号 令和元年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

専第 41 号

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 533,491千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 823,216,162千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月18日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳入				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	126,956,172	475,025	127,431,197
	1 国庫負担金	38,277,510	37,835	38,315,345
	2 国庫補助金	86,381,446	437,190	86,818,636
2	繰入金	35,004,654	58,466	35,063,120
	1 基金繰入金	34,001,593	58,466	34,060,059
	歳入合計	822,682,671	533,491	823,216,162

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		100,337,145	425,704	100,762,849
	1 社会福祉費	56,303,844	419,752	56,723,596
	2 児童福祉費	35,593,858	3,000	35,596,858
	3 生活保護費	4,980,009	2,952	4,982,961
2 衛 生 費		56,385,210	70,468	56,455,678
	1 公衆衛生費	39,051,963	70,468	39,122,431
3 教 育 費		139,042,539	37,319	139,079,858
	1 教育総務費	30,034,040	28,962	30,063,002
	2 保健体育費	2,273,967	8,357	2,282,324
歳 出 合 計		822,682,671	533,491	823,216,162

第 2 表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 民 生 費		千円 3,483,005	千円 3,490,441
	1 社 会 福 祉 費	3,483,005	3,490,441
2 衛 生 費		65,093	75,862
	1 公 衆 衛 生 費	65,093	75,862
合 計		3,548,098	3,566,303



第 5 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年4月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第43号 令和元年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

専第 43 号

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 243,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 823,459,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月25日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		127,431,197	146,400	127,577,597
	1 国庫補助金	86,818,636	146,400	86,965,036
2 繰入金		35,063,120	96,676	35,159,796
	1 基金繰入金	34,060,059	96,676	34,156,735
歳 入 合 計		823,216,162	243,076	823,459,238

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		100,762,849	144,000	100,906,849
	1 社会福祉費	56,723,596	144,000	56,867,596
2 衛 生 費		56,455,678	1,002	56,456,680
	1 公衆衛生費	39,122,431	1,002	39,123,433
3 勞 働 費		1,986,005	14,538	2,000,543
	1 失業対策費	196,885	14,538	211,423
4 商 工 費		58,788,170	79,936	58,868,106
	1 商 業 費	47,860,240	79,936	47,940,176
5 教 育 費		139,079,858	3,600	139,083,458
	1 保健体育費	2,282,324	3,600	2,285,924
歳 出 合 計		823,216,162	243,076	823,459,238

(別紙)

## 教育委員会 令和元年度3月専決予算 内訳

第4号(令和2年3月18日専決)

(単位:千円)

課名	事業名	事業内容	補正額
3 教育費			8,357
2 保健体育費			8,357
体育保健課	学校給食費返還等事業	県立学校の臨時休業による給食休止に伴う保護者への学校給食費の全額返還及び納入業者への負担軽減に要する経費	8,357
教育委員会 合計			8,357

第5号(令和2年3月25日専決)

(単位:千円)

課名	事業名	事業内容	補正額
5 教育費			3,600
1 保健体育費			3,600
体育保健課	衛生管理改善事業	衛生管理強化に必要な設備等の導入を行う県立学校給食調理業者への助成	3,600
教育委員会 合計			3,600

